

## 寒冷地福祉手当支給事業促進法案要綱

### 第一 目的

この法律は、市町村が行う寒冷地福祉手当の支給に関する事業を促進するため、当該事業についての国の補助に関し必要な事項を定め、もって寒冷地における年金受給者の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とすること。

### 第二 国の補助

市町村が、寒冷地の年金受給者である住民に対し、その者の暖房費に係る経済的負担の軽減を図るため、寒冷地福祉手当を支給する事業を行う場合において、道県がその費用の一部を補助するときは、国は、道県に対し、当該補助に要する費用の三分の二を補助するものとする。ただし、市町村の当該事業に要する費用の二分の一に相当する額を限度とすること。

### 第三 寒冷地

寒冷地は、寒冷の度が甚だしい地域として政令で定める地域とすること。

### 第四 年金受給者

年金受給者は、国民年金法、被用者年金各法等による公的年金給付を受ける者（災害補償、遺族補償等を受けることができることにより、公的年金給付が支給停止されている者を含む。）のうち次に掲げる者（生計を同じくする者によって扶養されている者、他の法令の規定により寒冷に係る給付を受けている者等を除く。）であって、その所得が一定額以下であるものとする。

（１） 六十五歳以上である者

（２） 国民年金法の障害等級（一級、二級）に該当する程度の障害の状態にある者

（３） 母子状態、準母子状態、遺児状態にある者

#### 第五 補助の対象とする寒冷地福祉手当の額

国の補助の額を算定する場合には、寒冷地福祉手当の額は、寒冷の度及びその者の扶養家族の数に応じて通常必要と認められる暖房費の三分の一に相当する額を上限とすること。

#### 第六 現物給付

国の補助は、寒冷地福祉手当支給事業を現物給付によって実施する場合についても、行うものとする。

## 第七 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。